

○嬉野市地域おこし協力隊設置規則

令和2年3月31日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、地域おこし協力隊の設置に関し、嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年嬉野市条例第30号）、嬉野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年嬉野市条例第31号）、嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年嬉野市規則第 号）、嬉野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（令和元年嬉野市規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 人口減少及び高齢化が進む本市において、地域外の人材を積極的に活用し、地域力の維持及び活性化を図るとともに、本市への定住及び定着を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、嬉野市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(隊員の活動)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、所属長の指示を受け、次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 観光商工業の支援活動
- (2) 農林業の支援活動
- (3) 水源及び環境保全の支援活動
- (4) 地域行事等の支援活動
- (5) 住民の生活支援活動
- (6) 移住及び交流事業の支援活動
- (7) 地域おこしの支援活動

(8) その他地域力の維持及び強化に資するために必要な活動

(隊員の要件)

第4条 隊員は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから、市長が任用する。

- (1) 生活の拠点を三大都市圏をはじめとする都市地域等（地域おこし協力隊推進要綱に係る「特別交付税措置に係る地域要件確認表」において、嬉野市に転出した場合に、特別交付税の対象をなる地域をいう。）から嬉野市に住民票を移すもの
- (2) 本市内に1年以上の滞在を予定している者
- (3) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(隊員の任期)

第5条 隊員の任用期間は、任用された日から当該年度の3月31日までを基本とする。ただし任用3年目にあつては、最初の任用日から3年を越えない日までの間で任用することができる。

2 前項の任用期間満了後、市は、隊員として必要な能力を有すると判断される場合には、1年以内の間の再度の任用を行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市は、引き続き3年間の任用期間が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

(隊員の身分)

第6条 隊員の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員とする。

(退職)

第7条 隊員は、前条の任用期間は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、真にやむを得ない理由により、第5条第1項の任用期間の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない

い。

(免職)

第8条 市は、隊員に次に掲げる事由が生じた場合は、当該隊員を免職することができる。

- (1) 日本国憲法その他法令等又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
- (3) 隊員の担当する職務に著しくふさわしくない行為があった場合
- (4) 身体又は精神の障がいにより職務に堪えられないと認められる場合
- (5) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合
- (6) 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの理由が職務又は通勤による災害である場合並びに嬉野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第4条第2項に規定する別表第4の第1号及び第2号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。）を超えた場合
- (7) 応募書類に虚偽の記載があった場合

(報酬及びその計算)

第9条 隊員の報酬は、月額223,500円とし、再度の任用をされた場合であって通算2年目については月額225,200円、3年目については月額226,400円とする。ただし、所得税及び住民税が課税される場合の当該所得税及び住民税並びに社会保険料等の本人負担分については、この報酬額から隊員が負担する。

- 2 隊員の住居に関する費用は、その必要額を市長が負担する。ただし、負担額の上限は、月額38,000円とする。
- 3 隊員の活動に必要と認められる車両、物品等は、市がこれを貸与し、又は予算の範囲内でその費用を支給する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、予算の範囲内において負担する額を増額することができる。

5 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。

6 隊員の勤務が月の途中から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、日割計算により算出する。

7 報酬の日割計算に当たっては月額支給額に12を乗じ240で除して得た額を1日当たりの額とし、時間割の計算に当たっては月額支給額に12を乗じ1,680で除して得た額を1時間当たりの額とする。

(勤務時間)

第10条 隊員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり35時間とする。ただし、特別な事由により活動時間が週35時間を超える場合には、別の週で調整することができる。

(報酬の減額)

第11条 隊員が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき第9条第7項の規定により計算した1時間当たりの額を同条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 前項の勤務しなかった時間の計算は、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(隊員の活動経費)

第12条 市長は、地域協力活動に必要な経費を予算の範囲内で支出するものとする。

(休日)

第13条 次に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規

定する休日をいう。)

(2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日(前号に規定する休日を除く。))をいう。)

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(休職)

第14条 嬉野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第4条第2項に規定する別表第4の第1号及び第2号である場合を除くほか、隊員が病気(第16条第1項の疾病を除く。)負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が20日(勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。)を超える場合において、市は当該隊員の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、次に掲げるところによる。

(1) 勤務できない事由が職務による負傷又は勤務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた金額を支給する。

(2) 勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(起訴休職)

第15条 隊員が刑事事件に関し起訴されたときは、市は、当該隊員を休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職期間中は報酬の6割を支給する。

3 隊員が刑事事件に関し起訴された場合は、当該隊員は、速やかにその事実を所

属長に届けなければならない。

(勤務禁止)

第16条 隊員が次に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、市は当該隊員を勤務させないものとする。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく憎悪するおそれのあるものにかかった者
- (3) 前2号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第11条の規定を準用する。

(上司の職務上の命令に従う義務)

第17条 隊員は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に従わなければならない。

(職務専念義務)

第18条 隊員は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(隊員の遵守事項)

第19条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居住地及び活動地域における信頼関係の保持に努めること。
- (2) 活動中は、常に所在を明らかにしておくこと。
- (3) 事故又はトラブルの防止に努め、隊員の信用を失墜することがないようにすること。
- (4) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。

(兼業等の制限)

第20条 隊員は、組織の役員となり、若しくは市以外の者に雇用され、又は報酬を得て行う事業若しくは事務に従事する場合は、所属長の許可を受けなければな

らない。

(政治活動の制限)

第21条 隊員は、その勤務に関して、政治活動を行ってはならない。

(懲戒処分)

第22条 市は、隊員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該隊員に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 日本国憲法その他法令等又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該隊員の担当する職務にふさわしくない行為があつた場合
- (4) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次に掲げるところによる。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。
- (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。
ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における賃金の10分の1を上回らないものとする。
- (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けず即時に免職する。この場合において、所管の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条に規定する手当を支給しない。

(市の役割)

第23条 市は、隊員の活動が円滑に実施できるよう次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 隊員が活動を行う地域との調整及び住民への周知
- (3) 隊員の活動終了後の定住支援
- (4) その他協力隊の活動に関して必要な事項

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。